

# 令和4年12月2日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年12月2日(金)  
13時51分～14時37分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第26号 小矢部市空き家に付随した農地の別段の面積  
取扱要綱の制定について  
議案第27号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定に  
ついて  
議案第28号 小矢部市の空き家に付随した農地の指定につ  
いて  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件  
議案第30号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 非農地通知について  
3) 業務報告・予定  
4) その他

出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	20番 唐 島 隆 夫
10番 多 田 博 次	

欠席委員 19番 渋谷 忠 司

令和4年12月2日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さんご苦労様でございます。時間前ですが、皆さんがお揃いということですのでただいまから始めたいと思います。</p> <p>早くも12月となり、何かとせわしない月となりました。今日は白いものが混じったような雨でやはり風が身に染みる季節となりました。</p> <p>先日、30日と1日の2日間東京の方で研修会があり、出席させてもらったわけですが、最初の日は農業者年金の研修ということで出ました。その活動事例の報告がありました。2日目の午前中は、県選出の国会議員の先生方に先日県大会で要請がありましたその申し合わせについて、お願いに参ったということでもあります。午後からはその全国大会でした。その後、人・農地プランの事例報告ということで、事例案の報告がありまして、先日、〇〇委員さんからもお話がありましたが、女性委員の登用についてということで話がありました。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会12月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、渋谷委員さんとなっております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。<u>2番の田悟 委員さん</u>、<u>3番の中村 委員さん</u>にお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第26号 「小矢部市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の制定について」</p> <p>○議案第27号 「空き家に付随した農地の別段の面積の設定について」</p> <p>○議案第28号 「小矢部市の空き家に付随した農地の指定について」</p> <p>○議案第29号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第30号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、5件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案26号「小矢部市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の制定について」、議案第27号「空き家に付随した農地の別</p>

	<p>段の面積の設定について」及び議案第28号「小矢部市の空き家に付随した農地の指定について」の3議案について、関連がありますので一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案26号「小矢部市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の制定について」、議案第27号「空き家に付随した農地の別段の面積の設定について」及び議案第28号「小矢部市の空き家に付随した農地の指定について」の3議案についてご説明します。</p> <p>議案書1ページと併せてA4横の「議案第26号説明資料」をご用意ください。</p> <p>作成した要綱を先にお送りできればよかったです、ぎりぎりまで調整を行っていたため総会で急にお見せすることになりました。申し訳ございませんでした。</p> <p>現在、県内5市町において、定住促進を目的として空き家に付随した農地に限り取得下限面積を引き下げるという運用をしております。</p> <p>家の所有者が亡くなり、相続人が市外に居住している場合に小矢部市内の不動産をまとめて処分したいと考えていても、家の周りがある農地が面積要件により手放すことができない。ということが問題となっていますが、取得下限面積を引き下げることにより農家でない方にも販売することが可能となります。</p> <p>先日、定住支援課より小矢部市においても同様の事例が発生しているため、下限面積の引下げをお願いしたいと打診がありましたので、今総会においてお諮りします。</p> <p>定住促進のため設定するものではございますが、これにより農地が無秩序に販売され、結果的に耕作放棄地を増加させるということがあってはなりません。</p> <p>資料をご覧ください。空き家と農地の図がありますが、空き家の所有者が農地A、B、Cを所有するとして、下限面積引下げの対象となる農地は空き家に隣接したA、Bのみとなります。空き家から離れた場所にある農地Cは耕作放棄される可能性が高く、対象とはしません。</p> <p>また、A、Bにも条件がありまして、1. 遊休農地であること。新しい所有者が耕作することで遊休農地の減少につながる必要があります。2. 空き家と所有者が同じであること。農地の無秩序な移動を進めるものではありません。3. まとまりのある設定とすること。Aだけ売って、Bをそのままにすることはできません。</p>

	<p>こうした要件を満たすように作成した要綱が議案第26号となります。</p> <p>第1条には定住促進と遊休農地の解消が目的であると書いてあります。</p> <p>第2条は言葉の定義です。この中で空き家は市の空き家バンクに登録することを求めています。</p> <p>第3条で別段の面積を県内の他市町に合わせて0.1aとしました。</p> <p>第4条が先ほど資料で説明した条件になります。</p> <p>第5条、申請の際に提出する書類についてです。農地法第3条で農地を購入する際には5年以上継続して耕作する旨の誓約書を提出してもらいます。この様式は4ページにあります。</p> <p>第6条は指定の解除となる条件です。農地が売れた時や空き家バンクに登録しようとしないうちは指定解除します。</p> <p>第7条、第8条で指定や解除の際には総会に諮り、決定後には公告することが決められています。</p> <p>第9条、空き家に付随した農地が売れた後は適宜調査を行い、適正に耕作されていないときには指導を行います。</p> <p>第10条、ほかに必要な事項があれば、別に定めます。</p> <p>最後に附則として要綱の施行日と失効日を定めてあります。施行日は今日で、失効日は4月1日予定の下限面積撤廃の日となっております。3～5ページには申請書類を付けてあります。</p> <p>続いて6ページ議案第27号、別段の面積を設定した場合は公告の必要があります。要綱の第3条、空き家に付随した農地に限り下限面積を0.1aとします。</p> <p>そして7ページ議案第28号、位置図の1～4ページになります。末友742番、畑で面積は354㎡です。</p> <p>ここで、定住支援課において空き家の所有者が農地の所有者と同じ〇〇氏であることを確認しております。</p> <p>また、要綱第4条で3つの要件を定めてありますが、1. 位置図3、4ページのとおり遊休農地であり、2. 空き家と所有者が同じで、今回は農地が1筆のみのため 3. まとまりのある設定。これらを満たすため、条件に合致し、空き家に付随した農地となります。</p> <p>以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。

〇〇委員	実際こういう案件が出てきたのですか。
事務局	はい。
〇〇委員	〇〇も対象ですか。
事務局	そうです。他に同じような事例がある場合は書類を出していただいて、空き家に付随した農地として設定していただければ条件を満たしますので、そういう事例があれば、協議いたします。
〇〇委員	第9条に適宜調査を行うとありますが、調査は誰がしますか。例えば5年間耕作ということになれば農業委員が調査するんですか。
事務局	件数としては少ないこともありまして、事務局がする予定です。
〇〇委員	調査を報告するんですか。
事務局	問題がなければ報告することは考えておりません。
〇〇委員	野帳の対象地にはならないということですか。
事務局	畑ですので、本件の場合はなりません。
〇〇委員	日付が12月2日になっていますから、農業委員会で要綱を作ったということですね。今日から施行するということですね。急遽こういう案件がでてきたから作ったということですね。
〇〇委員	来年の4月1日に撤廃となっていますが、どこの資料に記載がありますか。
事務局	4月1日というのは国が言っているのですが、施行日がまだ正式に決まってないです。
〇〇委員	その順番の対応が遅れているということで、皆さん知らないし、この家屋の話で、契約が先行することになったらどうなるのということで、この資料になったということで、4月1日に施行されるということ

	<p>は皆さん知らないのです、正式にお知らせしてもらわないとまずい話で、それで小矢部はどうだというのがないと説明不足になっている気がします。</p>
事務局	<p>5月27日に改正法は公布されているんですが、それから1年以内に施行ということは決まっております。施行日は政令に定めると決まっているんですが、政令がまだ出ていないということです。</p>
〇〇委員	<p>話は1件だけですか。</p>
事務局	<p>1件だけですが、〇〇にまだ似たようなところがありまして、この方がどうされるのか話はしていません。</p>
〇〇委員	<p>農業が携わったことがない人が空き家と隣接した土地を買って、そこに住みます、どうしたらいいのかわからないということになると、農業委員が現地確認して農地としてできるのか判断してできるようにしてあげないといけない。</p>
〇〇委員	<p>農地Cはどうなりますか。</p>
事務局	<p>農地Cは本当なら耕作してもらえたらありがたいので、農業ができるような方を買っていただきたいです。空き家に来るために農地を買いたいという人には大きすぎると思います。</p>
〇〇委員	<p>買う人に任せたいところだけど、任せると買う人がいなくなってしまう。買った人が責任を持って依頼するというのはどうですか。</p>
事務局	<p>買われる時に依頼するといわれると許可できません。</p>
〇〇委員	<p>農業委員としてはA、Bを見てこないといけない。 買われた人に畑は徹底してくださいと言わないといけない。</p>
事務局	<p>本来宅地に付随した農地を含めて売買したいという売り主の方から最初に申し出てもらって、先ほどの申請書を出してもらって、売買してもよいか許可をとってもらう。農業委員会で諮ってもらって、面積が小さいが宅地と一緒に売買してもよいと判断をします。そのあと、</p>

	<p>空き家バンクに登録してもらって売りに出してもらおう。今度買われる方が耕作するかどうかを申請して審査してもらおうという2段がまえで本来はやります。農地を買う人が現れた際に、ちゃんとやれるのか、家庭菜園のような畑を想定していますので、ほぼほぼ耕作をしていただければ大丈夫だと考えています。</p>
〇〇委員	<p>1 haでも2haを営農組合などに預けるのは大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>自分で耕作しないとだめです。</p>
〇〇委員	<p>空き家の相続が上手くいってなかったり、相続放棄したりし、可能性みたいなものを防ぐ手立てはないですか。町家の空き家にもどうにもならないものですかね。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第26号、議案第27号及び議案第28号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第28号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第29号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書8ページをご覧ください。</p> <p>受付番号28番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が296㎡となっております。一般住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから8ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、3種農地のため原則許可という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号28番について、調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。譲渡人の〇〇さんのところへ行って調査をして参りました。〇〇の裏の方になります。ここの申請地は一筆一区画の水田でありまして、周りはブロック及びコンクリートの擁壁で固定されており、一枚の田んぼとして、自ら耕作をされてきました。譲受人の〇〇さんは、今現在は〇〇ですが、元は〇〇のお住まいで、両親が高齢となったことから、近くで両親の面倒を見ながら生活したいということで、用地を取得したいという申し出があったということです。ここは土地区画整理組合の一角でありますので、元々住宅にするために準備したところで、用排水についてもしっかり計画されておりますし、町内会の各役員、生産組合、隣接の領地の方もご承認いただいておりますので、ご理解をいただいて承認をしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号28番について、質問が無いようですので、次に、受付番号29番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号29番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が405㎡となっております。一般住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから12ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、3種農地のため原則許可という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号29番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。所有者の〇〇さんのところにお伺いし説明を聞いてきました。今現在の田んぼは隣の田んぼと一枚で耕作されておりますけども、地番がふつてあるところが現在一枚で耕作されております。その真ん中をしきって、〇〇番地の売買を行うものです。用排水はどうするのかと聞きましたら、地図の浸水地というところで水を取り入れることになっていまして、反対側の対角線上で水を抜い</p>



	<p>ておられる状況であったので、どうするのかと聞いたら、実は取入れ口から水の出し入れは可能なので、残りのところは耕作することはできるといわれまして、見てきましたら、確かに栓を抜けば水が出るなということを確認してまいりました。取入れはそこからしておりますので、栓を抜くことで水はまた排水するという処置ができるということを確認しております。ここも土地整理組合のところで、将来は住宅をというところで、用排水等の準備もそれなりにしてありますし、問題はないかと思えます。こちらも地区役員、隣接の農家の許可書も取っておりますので、承認よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第29号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第29号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第30号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。9ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、10ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が18件で、合計面積が32,267㎡であり、新規1件、更新17件となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。</p> <p>申請の内容は11ページ、12ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>(以上で)無いようですので、「異議なし」として議案第30号につい</p>

	ては「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第30号については「承認」といたします。
会長	これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項は、今回ありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)非農地通知について 3)業務報告・予定 4)その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等ございませんか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は12月の師走の忙しい中での総会ということで皆さんどうもご苦労様でした。本日は今年最後の総会ということで、来月は早いもので新しい年となります。皆さんも新しい年を元気で、いい年を迎えられますことをお祈りし、終わりたいと思います。以上をもちまして12月の総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
	－12月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年12月2日

会長 宇 川 傳 浩

議事録署名委員 2番 田 悟 敏 子

3番 中 村 重 樹